

告 示

埼玉県告示第二百九十五号

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年埼玉県告示第四百号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県川越建築安全センター内の項中「旭町二丁目十三番地六」を「新宿町一丁目十七番地十七」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。